



2022年5月23日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小野 徳哉
(コード番号 4550 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役執行役員 齋藤 伸
(TEL 03-5846-5611)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月21日(火曜日)

定款変更の効力発生日：2022年6月21日(火曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="167 392 786 465"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 474 786 763"><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="432 815 515 848">(新設)</p> <p data-bbox="432 1240 515 1274">(新設)</p>	<p data-bbox="1075 392 1158 425">(削除)</p> <p data-bbox="823 815 1066 848"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 857 1426 976"><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 985 1426 1189"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="823 1240 922 1274"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="836 1283 1426 1615"><u>現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1624 1426 1783"><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 1792 1426 1951"><u>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>